

第 10 次 北広島市交通安全計画の概要

第 1 章 交通安全計画について

1 計画の位置付け・期間等

根拠：交通安全対策基本法第 26 条
 (市町村の区域における陸上交通の安全に関する総合的・長期的な施策の大綱、施策を総合的・計画的に推進するために必要な事項を定める。)
 作成主体：北広島市
 期間：平成 28 年度～平成 32 年度の 5 年間

2 計画の基本理念

- ・交通事故のないまちを目指して
- ・人優先の交通安全思想
 (高齢者、障がい者、子ども等の安全確保)

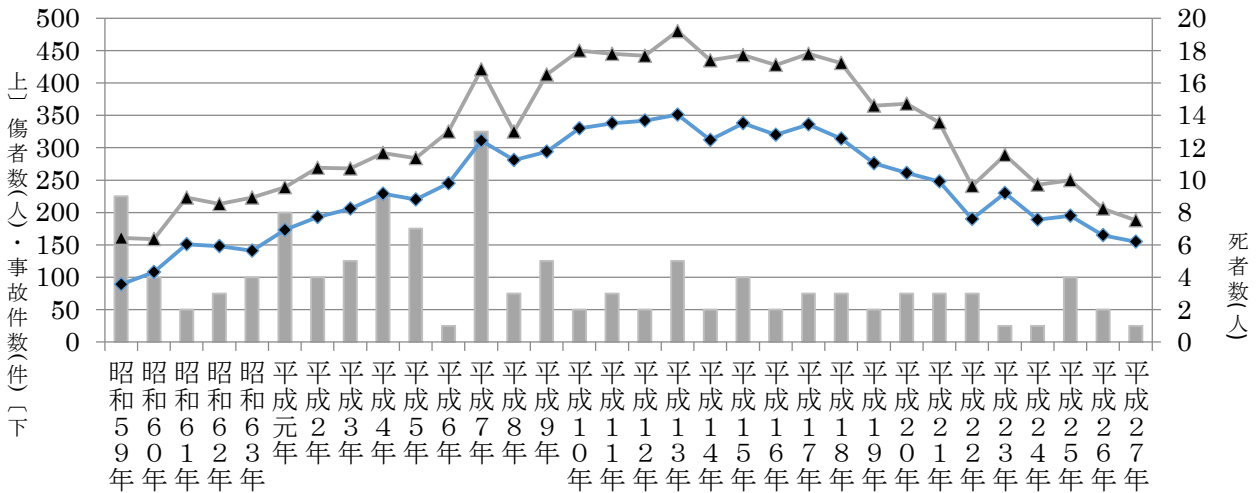
3 計画の推進

- ・交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進
- ・地域ぐるみの交通安全対策の推進

第 2 章 交通事故等の現状等

1 道路交通事故の現状と今後の見通し

【交通事故年別発生状況の推移】



【過去 10 年間の交通事故発生状況】

年	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	合 計
発生件数	314	276	261	248	190	230	189	195	165	155	2,223
死者数	3	2	3	3	3	1	1	4	2	1	23
傷者数	431	365	368	339	241	289	243	250	206	188	2,920

(単位：件・人)

発生件数、死傷者とも、確実に減少しているが…

- ・高齢者(65歳以上)の死者は、全死者数の4分の1を占め、歩行中の事故がほとんどである。
- ・全体事故件数の約7割が高速道、国道、道道で発生している。
- ・事故の発生原因は、安全運転義務違反が大半である。
- ・事故の約5割が業務及び通勤中の事故で、発生件数全体の約6.5割が市外居住者による事故であることから、通過交通の多さがうかがえる。

- 大型商業施設や観光施設のオープン、大型工場の進出、輪厚スマートインターチェンジの開通及び 24 時間運用などに伴い、今後も交通量が増大するものと見込まれる。
- 公共交通の手段の大きな変化はなく、依然として自動車に依存するところが多い。
- 今後さらに高齢者人口の増加が見込まれることから、一層の高齢者対策が必要

2 踏切事故の状況等

市内においては、平成元年を最後に踏切事故の発生なし

第3章 交通安全計画における目標

1 道路交通の安全についての目標

- 年間交通事故死者数ゼロを目指す
- 年間交通事故件数を135件以下、死傷者数を160人以下とする。

2 踏切道における交通の安全についての目標

- ・踏切事故の発生を極力防止

第4章 施策の柱と重点課題

1 高齢化社会を踏まえた総合的な対策

(高齢者の実像を踏まえたきめ細やかで総合的な交通安全対策の推進、公共交通機関利用への誘導)

2 子どもの安全確保

(安全な歩行空間の確保、保護者への啓発)

3 飲酒運転の根絶

(飲酒運転を根絶するための社会環境づくり)

4 スピードダウン

(交通安全意識の高揚)

5 シートベルトの全席着用

(交通事故の実態に基づく必要性の普及啓発)

6 自転車の安全利用

(自転車の交通ルール・マナーに関する交通安全教育の充実)

7 主要な道路における安全確保

(歩行空間の確保、自動車の速度抑制を図るための道路交通環境の整備、安全走行のための対策)

8 踏切道における交通安全対策

(踏切の状況を勘案し、構造、横断施設、交通規制、統廃合の必要性について検討)

9 冬季に係る陸上交通の安全

(交通環境や路面環境に応じた対策、冬季間における歩行空間の確保)

第5章 講じようとする施策《道路交通の安全》

1 道路交通環境の整備

(生活道路等・幹線道路における交通安全対策、交通安全施設整備、公共交通機関利用の推進、冬季道路交通環境の整備)

2 交通安全思想の普及徹底

(段階的かつ体系的な交通安全教育の推進、効果的な交通安全教育の推進、交通安全に関する普及啓発活動の推進 など)

3 安全運転の確保

(運転者教育等の充実、道路交通関連の情報の充実)

4 車両の安全性の確保

(自動車の安全性の確保、自転車の安全性の確保)

5 救助・救急活動の充実

(救助・救急体制の整備、救急医療体制の整備、救急関係機関の協力関係の確保)

6 被害者支援の充実と推進

(交通事故相談窓口の周知、損害賠償請求についての相談 など)

7 踏切道における交通の安全

(踏切道の整備についての検討、踏切道における交通規制の見直し、その他踏切道の交通の安全を図るための措置)

第9次交通安全計画との相違点

【第1章 交通安全計画について】 これまでのまがきの内容を「1 計画の位置付け・期間等」に編入して記述

【第2章 交通事故の現状等】 「1 道路交通事故の現状と今後の見通し」において、近年の交通事故について、5年ないし10年間の結果に基づき、事故内容を分析

【第3章 交通安全計画における目標】 新たに、交通事故件数・死傷者数についての数値目標を設定

【第4章 施策の柱と重点課題】 重点課題をより細分化及び具体化し、3項目(第9次)から9項目に

第10次交通安全計画における新たな取り組み・強化する取り組み

- 地域の状況や地元の意見を踏まえた「ゾーン30」の活用の検討
- 交通安全施設等の整備における減速マークや注意喚起などの路面標示の促進
- 自転車利用に係る啓発活動の強化推進
- 夜光反射材用品の一層の普及促進
- 商工会、商店街、自治会町内会、地区交通安全協会等との連携による「飲酒運転根絶」に向けた取り組みのさらなる強化推進
- すべての座席におけるシートベルト着用の徹底についての一層の啓発
- 幼稚園、保育所、認定こども園、地域子育て支援センター等との連携によるチャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法についての啓発・指導